

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定によって、豊田郡大崎上島町瀬井土地改良区の解散を平成十九年八月九日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年八月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山